

第 1 章

## 計画の基本的事項

# 第1章 計画の基本的事項

1

## 計画策定の背景

鶴ヶ島市は、平成15年1月に、「鶴ヶ島市環境基本計画」を策定し、「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」を市のめざすべき環境像に掲げ、その実現に向けて取組を推進してきました。

鶴ヶ島市環境基本計画は、「美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例」に基づき、環境の保全と創造に関する総合的、計画的、かつ効率的な取組を行い、本市の環境を守り・創り・育てるための指針とすべく策定したものです。

国においては、地球環境問題など新たな環境課題に対応し、環境への負荷が少ない持続的発展の可能な社会形成に向けて、環境政策の新たな展開を図る「環境基本法」を平成5年に制定し、これを受け平成6年に「第一次環境基本計画」が策定されました。以来、平成12年、平成18年と2回の策定が行われ、平成24年4月には、「第四次環境基本計画」が閣議決定されています。この計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけています。

埼玉県においては、平成6年に循環型社会の構築を理念とする「環境基本条例」を制定し、さらに平成8年には、21世紀を展望した「環境基本計画」を策定しました。その後、見直し等を経て、平成24年7月には新たな環境基本計画を策定しています。また、平成21年2月には「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を策定し、平成32(2020)年までに温室効果ガスを平成17(2005)年比で25%削減することを目標に掲げ、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいます。

鶴ヶ島市においても、こうした社会的な変化を踏まえたうえで、新たな問題・課題に対応していくことが必要となることに加え、平成24年度に鶴ヶ島市環境基本計画の計画期間が終了することから、鶴ヶ島市環境基本計画を改定し、「第2期鶴ヶ島市環境基本計画」を策定するものです。

## 2

## 計画の目的と役割

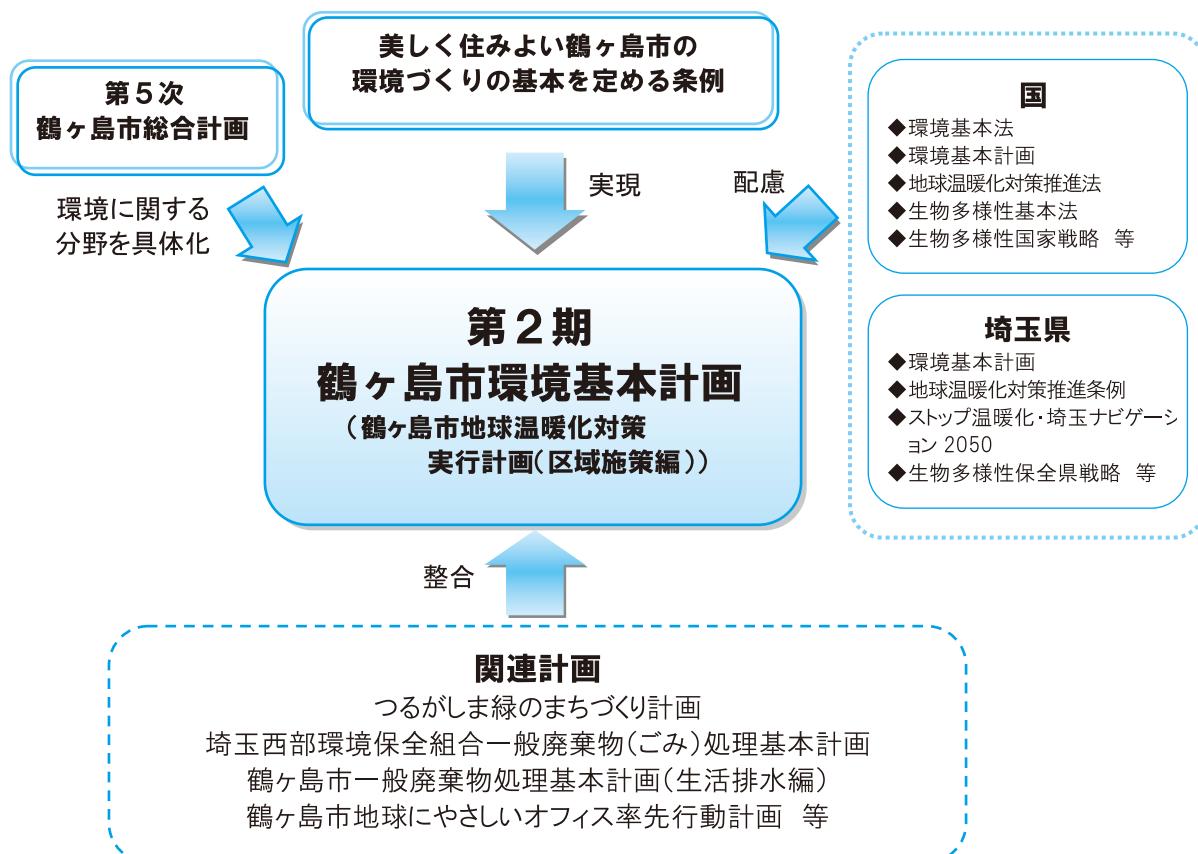
本計画は、美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例第8条の規定に基づき策定するもので、「第5次鶴ヶ島市総合計画」に掲げる市の将来像「鶴ヶ島は 元気にする～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～」を環境面から実現するために、環境の保全と創造についての長期的な目標と施策を定めるものです。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、「鶴ヶ島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけます。

本計画を総合的、計画的、かつ効率的に推進するため、市民・市民団体・事業者・市が対等な立場で協働していくことで、具体的な取組をめざします。

本計画の策定に当たっては、国や県の環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との関連性に配慮し、さらに鶴ヶ島市や一部事務組合が策定している他の環境に関する計画等との整合を図ります。

### 【計画の位置づけ】



### 3

## 目標年度(計画の期間)

本計画の目標年度（計画の期間）は、平成 25（2013）年度を初年度とし、平成 34（2022）年度までの概ね 10 年とします。

また、地球環境問題などは、長期的な視点が必要であることから、21世紀半ばまでを展望するものとします。

### 4

## 対象とする環境施策の範囲

本計画が対象とする環境施策の範囲は、次の項目とします。

環境分野	対象となる内容
自然環境	生態系、動植物、緑地、農地、水辺、自然とのふれあい 等
生活環境	公害（典型 7 公害、その他の生活公害）、有害化学物質、放射性物質、廃棄物 等
快適環境	環境美化、都市の緑化、公園、景観 等
地球環境	地球温暖化、エネルギー、オゾン層 等

### 5

## 各主体の基本的役割

今日の主な環境問題は、日常生活や事業活動に起因していることから、市民・市民団体・事業者・市の各主体が環境保全のために担うべき役割を深く認識し、この役割分担に応じた行動を実践することが何よりも大切です。

本計画では、市民・市民団体・事業者・市の各主体が果たすべき役割を次のように示します。

## 市民

- ◆ 省エネルギー、省資源、ごみ排出の抑制など環境に配慮した暮らしを実践し、日常生活の中で環境に及ぼす影響をできる限り少なくする。
- ◆ 環境の保全と創造に努めるとともに、市民団体・事業者・市との協働により環境保全活動に取り組む。

## 市民 団体

- ◆ 地域において、環境の保全と創造に努めるとともに、環境保全活動を実践する。
- ◆ 市民・事業者・市と協働し、環境保全活動を推進する。

## 事業者

- ◆ 製造、流通、販売、通信、消費、廃棄などのあらゆる段階で、事業活動から生じる環境への影響を少なくするための必要な措置を講じる。
- ◆ 環境の保全と創造に努めるとともに、市民・市民団体・市との協働により環境保全活動を推進する。

## 市

- ◆ 環境の保全と創造に関する中心的な役割を果たし、自然条件や社会条件などに応じた総合的かつ効率的な施策を実施する。
- ◆ 「地球にやさしいオフィス率先行動計画」\*を推進し、地球温暖化の防止と持続可能な循環型社会の構築をめざす。
- ◆ 市民・市民団体・事業者を支援するとともに、協働により環境保全施策を推進する。

\*地球にやさしいオフィス率先行動計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定される地球温暖化対策実行計画（事務事業編）であり、本市が行う事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等を図ることを目的としている。